

保護者各位

糸満市立米須小学校
校長 高良 美奈子
(公印省略)

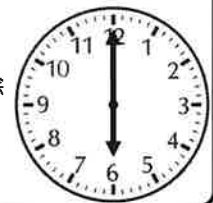
暴風警報発令及び解除時における登下校について（お知らせ）

「台風接近時の対応」についてお知らせいたします。
台風接近時には下記により対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

- 1 **暴風警報（南部地域に）が発令された場合の登下校について→ 臨時休校となります。**
 - (1) 暴風警報発令の情報がテレビやラジオで、放送があります。
 - (2) 各家庭での学習となります。外出・登校させないようにお願いします。
- 2 **学校の日課途中で暴風警報が発令された場合は→ その時点で下校となります。**
 - (1) 下校の迎えなど安全確保へのご協力をお願いします。

＜暴風警報（本島南部地域）が解除された場合の登校について＞	
① 6時00分までに解除になったら ① 普通どおり登校。 ② 給食があります。	例えば Q1) 5時59分に解除になった 場合はどうなる？ A1) 普段通り登校です。
② 6時00分を過ぎても暴風警報が発令中だったら ① 引き続き休校です。 ② 各家庭で学習してください。 ③ 外出はしないようにしてください。	Q2) 6時00分ぴったりに解除 になった場合は？ A2) 休校となります。



※ ラジオやテレビ等の台風情報にご注意ください。

※ 上記①の解除された場合の対応については、状況に応じては（警報が解除されたが、風雨が強く、児童の安全が確保されないと学校長が判断した場合）、引き続き臨時休校の措置をとることがあります。その際は、学校からのメール等で周知を図っていきます。

3 安全の心得

- (1) 暴風警報発令中は屋外に出ないようにして下さい。
- (2) 登下校の際は、倒木および頭上からの落下物に気を付けて下さい。
- (3) 落下した電線には、さわらないよう注意して下さい。
- (4) 海や川には近寄らないようにして下さい。
- (5) 山崩れ、崖崩れ、高潮の恐れがある場合は直ちに避難所へ避難して下さい。

※同様の内容ですが、裏面に糸満市教育委員会からの公文を掲載しています。

糸教学第115号
令和6年4月17日

保護者 各位

糸満市教育委員会
教育長 屋良 朝俊
(公印省略)

暴風警報（特別警報を含む）発令及び解除時における学校の
臨時休校並びに児童生徒の安全確保について（依頼）

台風接近時の暴風警報（特別警報を含む）発令・解除時の登下校について、市内すべての小中学校で（大度分校を除く）下記のとおり実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 暴風警報（本島南部地域に）が発令された場合の登下校について

- (1) 登校前に発令された場合は、臨時休校となります。
 - ① 暴風警報発令の情報がテレビやラジオ等で確認してください。
 - ② 各家庭での学習となります。登校させないようにお願いします。
- (2) 登校後に暴風警報が発令された場合は、その時点で臨時休校の措置となります。下校の迎えなど安全確保へのご協力をお願いします。

2 暴風警報（本島南部地域の）が解除された場合の登校について

(1) 午前6時までに解除の場合

- ① 普通どおり登校。
- ② 給食があります。
 - 警報が解除されても強風が続いている場合は、児童生徒の安全確保の観点から危険であると糸満市教育委員会が判断した場合は、市内すべての小中学校を休校とすることもあります。また、通常の登校時間を遅らせて登校させることもあります。
 - さらには、各学校の校区の地理や地形等により、各学校長が当該学校の休校を判断することもあります。

(2) 午前6時以降の解除

- ① 引き続き休校。
- ② 各家庭で学習してください。

<この件の担当> 糸満市教育委員会 学校教育課 TEL098-840-8165 FAX098-840-8161
